

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【公表番号】特表2004-538486(P2004-538486A)

【公表日】平成16年12月24日(2004.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2004-050

【出願番号】特願2003-521345(P2003-521345)

【国際特許分類第7版】

G 0 1 N 23/04

【F I】

G 0 1 N 23/04

【手続補正書】

【提出日】平成15年12月2日(2003.12.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

航空貨物の検査システムであって、加速装置(1)と、コリメータ(2)と、垂直方向の検知装置のアーム(7)とがフロア上に固定され、検知装置が水平方向の検知装置のアーム(8)と垂直方向の検知装置のアーム(7)とに設けられ、前記加速装置(1)、コリメータ(2)、水平方向の検知装置のアーム(8)と、垂直方向の検知装置のアーム(7)とが同一平面上に設けられており、前記水平方向の検知装置のアーム(8)は前記コリメータ(2)の上端に支持されており、前記垂直方向の検知装置のアーム(7)と水平方向の検知装置のアーム(8)は相互に連結されて、前記加速装置(1)の反対側に設けられており、門型のフレームが前記コリメータ(2)、水平方向の検知装置のアーム(8)、及び垂直方向の検知装置のアーム(7)により形成され、搬送装置が前記門型のフレームに垂直に、水平方向の検知装置のアーム(8)の下方に配置され、前記コリメータ(2)が前記搬送装置と加速装置(1)の間に設けられ、走査トンネルが前記門型のフレームと搬送装置とに囲まれておる。

前記搬送装置は、ローラコンベア(5,12)とチェーン板コンベア(10)とを備え、前記ローラコンベア(5,12)は、前記チェーン板コンベア(10)の2つの端部にそれぞれ設けられ、アイドル転動ローラが前記ローラコンベア(5,12)とチェーン板コンベア(10)とを滑らかに連絡することに用いられることを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記加速装置(1)と、コリメータ(2)と、垂直方向の検知装置のアーム(7)とは、加速装置ベース(15)と、コリメータベース(15)と、垂直方向の検知装置のアームベース(17)にそれぞれ設けられることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

放射線シールド壁(9)が前記走査トンネルの両側に設けられることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

計器室(14)と作業室(3)とを更に備え、当該計器室(14)と作業室(3)とは前記走査トンネルに関する前記放射線シールド壁(9)の外側に設けられ、前記計器室(14)には、走査制御モジュール、画像データ取得モジュール、操作及び検査モジュールが設けられ、前記作業室にはコンソールとその制御システムが設けられることを特徴とす

る請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 5】

前記走査トンネルの 2 つの端部が開成され、電気的なセンサのアラーム機構が前記走査トンネルの各端部に設けられていることを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 6】

航空貨物の検査システムであって、加速装置(1)と、コリメータ(2)と、垂直方向の検知装置のアーム(7)とがフロア上に固定され、検知装置が水平方向の検知装置のアーム(8)と垂直方向の検知装置のアーム(7)とに設けられ、前記加速装置(1)、コリメータ(2)、水平方向の検知装置のアーム(8)と、垂直方向の検知装置のアーム(7)とが同一平面上に設けられており、前記水平方向の検知装置のアーム(8)は前記コリメータ(2)の上端に支持されており、前記垂直方向の検知装置のアーム(7)と水平方向の検知装置のアーム(8)は相互に連結されて、前記加速装置(1)の反対側に設けられており、門型のフレームが前記コリメータ(2)、水平方向の検知装置のアーム(8)、及び垂直方向の検知装置のアーム(7)により形成され、搬送装置が前記門型のフレームに垂直に、水平方向の検知装置のアーム(8)の下方に配置され、前記コリメータ(2)が前記搬送装置と加速装置(1)の間に設けられ、走査トンネルが前記門型のフレームと搬送装置とに囲まれており、

前記搬送装置はローラコンベアであり、当該ローラコンベアのコンテナ運搬面が空港で用いられるアイドルローラトレーラーと同じ高さであり、前記ローラコンベアが航空貨物の搬送列にあることを特徴とするシステム。

【請求項 7】

車両の検査システムであって、加速装置(1)と、コリメータ(2)と、垂直方向の検知装置のアーム(7)とがフロア上に固定され、検知装置が水平方向の検知装置のアーム(8)と垂直方向の検知装置のアーム(7)とに設けられ、前記加速装置(1)、コリメータ(2)、水平方向の検知装置のアーム(8)と、垂直方向の検知装置のアーム(7)とが同一平面上に設けられており、前記水平方向の検知装置のアーム(8)は前記コリメータ(2)の上端に支持されており、前記垂直方向の検知装置のアーム(7)と水平方向の検知装置のアーム(8)は相互に連結されて、前記加速装置(1)の反対側に設けられており、門型のフレームが前記コリメータ(2)、水平方向の検知装置のアーム(8)、及び垂直方向の検知装置のアーム(7)により形成され、搬送装置が前記門型のフレームに垂直に、水平方向の検知装置のアーム(8)の下方に配置され、前記コリメータ(2)が前記搬送装置と加速装置(1)の間に設けられ、走査トンネルが前記門型のフレームと搬送装置とに囲まれており、

前記搬送装置は航空貨物の搬送列に配設されたチェーン板コンベアであり、

前記チェーン板コンベアの両端には、前記車両が前記航空貨物の搬送列からチェーン板コンベアに載ること、或いはチェーン板コンベアから航空貨物の搬送列に降りることを補助する移送手段が設けられることを特徴とする請求項 7 に記載のシステム。

【請求項 8】

前記チェーン板コンベアは前記フロアに設置され、前記移送手段は前記フロアをチェーン板コンベア(10)に滑らかに連絡するための傾斜面を有するくさび部材であることを特徴とする請求項 7 に記載のシステム。

【請求項 9】

前記チェーン板コンベアは、前記チェーン板コンベアの上面が前記フロアと同じ高さに保持されて、前記移送手段が連絡するプレートになるように、作業場に設けられていることを特徴とする請求項 7 に記載のシステム。